



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第434号 令和4年3月11日発行

目次

は県例規集登載

【規則】

番号	表題	担当課名
4	徳島県事務委任規則の一部を改正する規則	人事課
5	徳島県庁舎等管理規則の一部を改正する規則	管財課

【公布された条例等のあらまし】

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第四号）

一 徳島県警察関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和四年三月十五日から施行することとした。

徳島県庁舎等管理規則の一部を改正する規則（規則第五号）

一 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に鑑み、所要の整備を行うこととした。

二 その他所要の改正を行うこととした。

三 この規則は、令和四年三月十五日から施行することとした。ただし、二については、同年四月一日から施行することとした。

徳島県規則第四号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する

別表第十三第八号の1中「五十一の五の項」を「五十一の六の項」に改める。

附 則

この規則は、令和四年三月十五日から施行する。

徳島県規則第五号

徳島県庁舎等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

徳島県庁舎等管理規則（昭和四十五年徳島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「午前七時三十分」を「午前八時」に、「午後六時」を「午後六時三十分」に改める。

第十四条第一号中「銃砲刀剣類、きょう器」を「銃砲等又は刀剣類、凶器」に改める。

附 則

この規則は、令和四年三月十五日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定は、同年四月一日から施行する。